群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金よくある質問

- Q1 どのような施設が群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業(以下、「県補助事業」という。) の補助対象となりますか?
- A1 <u>令和7年9月30日までに導入を完了</u>し、その後に、国の電子処方箋管理サービスに関連する補助金(以下、「ICT 基金」という。)の交付決定を受けた保険医療機関(医科、歯科)、保険薬局が対象です。(県補助事業は、ICT 基金の上乗せ補助となります。)

Q2 いつまでに国(ICT基金)に補助申請を行う必要がありますか?

A 2 A 1 のとおり、県補助事業への申請には、電子処方箋管理サービスの導入完了後に ICT 基金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

ICT 基金の申請から交付までに約2か月程度の日数を要することがありますので、**県補助 事業の申請期限(令和7年12月31日)までに申請**できるよう、お早めにシステムベンダ等と導入スケジュールを調整してください(申請期限後の申請は受け付けられません。)

- Q3 電子処方箋管理サービスの導入を完了し、これから ICT 基金の交付申請を行いますが、県 補助金を同時に申請できますか?
- A3 いいえ、同時には申請できません。 県補助事業の申請には、ICT 基金の補助金交付決定通知書(写)及び申請書類の添付が必要となりますので、ICT 基金の交付決定後に当該書類を添付し申請してください。

Q4 県補助事業に申請するとき、必要な書類や手続きの方法について教えてください。

- A 4 <u>申請は**LOGOフォーム**によるオンライン申請のみ</u>となります。 以下の書類を準備のうえ、以下のURL 又はQR コードから申請してください。
 - 令和7年度 群馬県電子処方箋活用・普及促進事業補助金申請フォーム (病院、診療所、薬局) https://logoform.jp/form/9cfD/1042270

【必要な書類】※ 画像又はPDF、エクセルファイルによりアップロードしてください。

- ② ICT 基金の補助金交付決定通知書(写)
- ③ 電子処方箋管理サービス導入に係る総事業費がわかるもの(税込み額) (総事業費は補助対象事業費と対象外事業費を合わせた事業費のこと)
- ④ 総事業費のうち、一部に寄付金その他収入を費用に充てていた場合、寄付金その他収入額がわかるもの (ICT 基金の補助金は除きます)
- ⑤ 申請者名義の振込先金融機関通帳

Q5 ICT 基金の事業者一括申請を行った場合、県補助金についても一括申請できますか?

A 5 いいえ、県補助金については一括では申請できません。 対象施設ごと、ICT 基金交付決定ごとに1件の申請としてください。

Q6 チェーン薬局について、群馬県以外に所在する施設も併せて申請できますか?

A 6 いいえ、申請いただけるのは<u>群馬県内に所在する保険医療機関(病院・診療所)及び保険</u> 薬局のみです。県外に所在する施設については、所在地の都道府県にお問い合せください。

- Q7 都道府県補助事業は、すべての都道府県で実施しているものですか?
- A7 いいえ、当該補助事業について令和7年度国庫補助基準額の通知を受けているのは、本県を含め以下の29都道府県です。(令和7年9月時点)

北海道、青森県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、高知県、福岡県、熊本県、大分県

- Q8 県補助事業の申請に必要な書類(領収書やICT基金からの補助金交付決定通知書)を紛失してしまいした。どうしたらよいですか?
- A8 以下の「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインしていただくと確認やダウンロードが可能です。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

- Q9 県補助事業の申請について、事業区分は、①基本機能のみ、②新機能のみ、③基本機能と 新機能の同時導入のうち、どれを選択すればよいですか?
- A 9 ICT 基金の交付申請において選択した事業区分と同じものを選択してください。 ICT 基金の交付決定通知書の標題により交付対象の事業区分を見分けることができます。 なお、新機能分を含む申請(②・③)は1回のみ可能であり、複数回に分けて申請することはできません。
- Q10 基本機能を導入後、新機能を追加導入して、それぞれ ICT 基金の交付決定を受けました。 県補助事業の申請については、どの事業区分を選択すればよいですか?
- A10 ICT 基金の交付決定ごとに1つずつ申請し、事業区分は、「①基本機能導入」と「②新機能 導入」をそれぞれ選択してください。

事業区分①・②をまとめて「③同時申請」として申請することはできません。

- Q11 国は、新機能については導入完了期限を設けず、ICT 基金の補助対象とすると聞いています。県補助事業では、新機能についても導入完了期限があるのですか?
- A11 A1・A2のとおり、県補助事業は、新規能についても<u>令和7年9月30日までに導入完</u> <u>了</u>し、ICT 基金の申請・交付決定を受けた後、<u>県申請期限(令和7年12月31日)までに申</u> 請する必要があります。
- Q12 国は、今後、新機能(院内処方機能)も ICT 基金の補助対象とすると聞いていますが、県補助事業でも補助対象となりますか?
- A12 いいえ、県補助事業では、<u>新機能(院内処方機能)</u>は補助対象となりません。 県補助事業の対象となる新機能は、<u>リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック</u> 結果の閲覧、マイナンバーカード署名、処方箋 ID 検索、調剤結果 ID 検索(保険薬局の場合 のみ)です。
- Q13 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト(メンテナンス費用を含む)も補助対象になりますか?
- A13 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト (メンテナンス費用を含む) は、補助対象外となります。

Q14 県補助金の補助率や補助上限額を具体的に教えてください。

A14 県補助金の補助率や補助上限額は次のとおりです。

単位:円

申請区分	県補助金	大規模病院 _{病床数200床以上}	病 院 病床数200床未満	診療所	薬局
初期導入	導入費用(上限)	4,871,000	3,263,000	391,000	391,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000	543,000	97,000	97,000
新機能追加導入	導入費用(上限)	1,361,000	1,007,000	247,000	259,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000	167,000	61,000	64,000
同時導入(初期・新機能)	導入費用(上限)	6,023,000	4,061,000	543,000	555,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000	676,000	135,000	138,000

【参考】基金の補助金の補助率や補助上限額は次のとおりです。

単位:円

申請区分	 基金補助金 	大規模病院 _{病床数200床以上}	病 院 病床数200床未満	診療所	大型チェーン薬局	薬局
初期導入	導入費用(上限)	4,866,000	3,259,000	387,000	387,000	387,000
	補助率	1/3	1/3	1/2	1/4	1/2
	補助上限額	1,622,000	1,086,000	194,000	97,000	194,000
新機能追加導入	導入費用(上限)	1,356,000	1,000,000	245,000	256,000	256,000
	補助率	1/3	1/3	1/2	1/4	1/2
	補助上限額	452,000	333,000	123,000	64,000	128,000
同時導入 (初期・新機能)	導入費用(上限)	6,022,000	4,059,000	542,000	553,000	553,000
	補助率	1/3	1/3	1/2	1/4	1/2
	補助上限額	2,007,000	1,353,000	271,000	138,000	277,000

※大型チェーン薬局は、グループで処方箋受付が月4万回以上の薬局

Q15 ICT 基金と県補助事業の交付を受けた場合、導入費用に対する補助割合は?

A15 以下の事例を参考にしてください。

【事例】大規模病院:基本機能と新機能追加を一体で導入した実費用が650万円とした場合

○基金補助金 実事業費

6,500,000 円

導入費用(上限) 6,022,000円

補助率

1/3

補助額(上限) 2,007,000円(イ)

○県補助金

実事業費

6,500,000 円

導入費用(上限) 6,023,000円

補助率

1/6

補助額(上限) 1,003,000円(口)

- ○補助金 計 3,010,000円 (イ+ロ)
- ○補助金の占める割合 3,010,000 円÷6,500,000 円×100=46.3%

実費用 650万円に対し、約46%が助成され、実質的な負担額は349万円となります。 ※県補助金の算定では、総事業費のうち寄付金やその他収入がある場合、補助額が少なくなることがあります。

<事例のイメージ>

実事業費 650万円 導入費用(上限) 602.3万円 補助金計 301万円 病院実質負担額 349万円 基金補助金 200.7万円 県補助金 100.3万円

- Q16 県補助事業の交付条件に「県が別に指定する電子処方箋の活用・普及促進に係る取組(ポスター掲示、アンケート調査等)に協力しなければならない」とありますが、具体的にはどのような取組ですか?
- A16 県事業の交付決定通知時にあらためてご案内しますが、電子処方箋の活用・普及促進に係る啓発用ポスターの掲示やアンケート調査への回答にご協力いただきます。

【アンケート調査 (県オンライン申請)】 https://logoform.jp/form/9cfD/1044878 【電子処方箋に関する啓発素材 (厚生労働省 HP)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_sozai.html

Q17 オンラインで申請してから、どのくらいで補助金が交付されますか?

A17 申請いただいた内容や添付書類等の確認を行い、不備がない場合、概ね申請月の翌月末頃を 目安に、指定口座に振り込みます。なお、申請が集中する場合など、その限りではありませ んのでご了承ください。

Q18 県補助事業の交付を受けた後に、別途、必要な手続きはありますか?

- A18 県交付要綱第5条の規定により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 について、以下の手続をお願いします。
 - ① 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第2号様式)により速やかに知事に 報告してください。
 - ② ①の報告により、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、仕入控除税額を県に返還(納入)してください。
 - ※詳しくは群馬県ホームページ下記URLをご参照ください。
 - 【令和6年度群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告について】

https://www.pref.gunma.jp/page/720449.html